

# 第1章 はじめに

## 1.1 文京区バリアフリー基本構想の概要

本区では、平成27年度に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法）」に基づく「文京区バリアフリー基本構想（以下、基本構想）」を策定しました。

基本構想では、「点から面へ、みんなの心へ、バリアフリーの輪を広げよう」の目標のもと、おおむね10年後の令和7年度を目標年次として取組を推進することとしています。

基本構想の検討にあたり、区全体に共通するバリアフリー課題や地域特性を踏まえた構想とするため、文京区都市マスタープランに示す5地区（都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部）それぞれをバリアフリー法に基づく重点整備地区（図1）に設定し、移動等円滑化に向けた配慮事項や、重点整備地区別の基本方針を設定しました。

その方針に基づき、バリアフリー化を具体化するため、バリアフリー化のために実施する事業（特定事業）を重点整備地区別にとりまとめた重点整備地区別計画（以下、「地区別計画」）を検討しました。平成28年度には「文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画【都心地域・下町隣接地域】」を、平成29年度には「文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画【山の手地域（東部・中央・西部）】」を策定しました。



図1 重点整備地区区分図と各地区の面積

表1 これまでの検討経緯

時期	内容
平成18年12月	バリアフリー法の施行
平成28年3月	文京区バリアフリー基本構想の策定
平成29年3月	文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画【都心地域・下町隣接地域】の策定
平成30年3月	文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画【山の手地域（東部・中央・西部）】の策定
平成30年度 ～令和4年度	毎年度、各施設設置管理者等に事業の進捗状況を確認し、進捗状況の概要を公表

## 1.2 中間評価の目的

基本構想では、段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を図るため、目標年次の中間年度である令和2年度に評価を行い、必要に応じて見直しを行うこととしています。

これに基づき、中間評価では、文京区バリアフリー基本構想推進協議会（以下、「推進協議会」）を中心に、特定事業等の進捗状況の整理や、完了した主な特定事業等の確認を行い、事業種ごとの評価や区全体のソフト施策等について評価しました。その結果を踏まえて、今後の基本構想の推進に関する留意点をとりまとめました。とりまとめた内容については、区民や関係事業者に共有し、今後の事業推進に活用することで、重点的かつ一体的なバリアフリー化の推進を図ります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和2年度・令和3年度のまち歩きワークショップや推進協議会等の実施が困難となったため、令和2～4年度の3か年で中間評価を行うこととし、令和3～4年度に事務局及び推進協議会委員により完了した主な特定事業等を確認（現地確認及び写真・動画での確認）し、令和4年度に推進協議会等を実施し中間評価をとりまとめました。

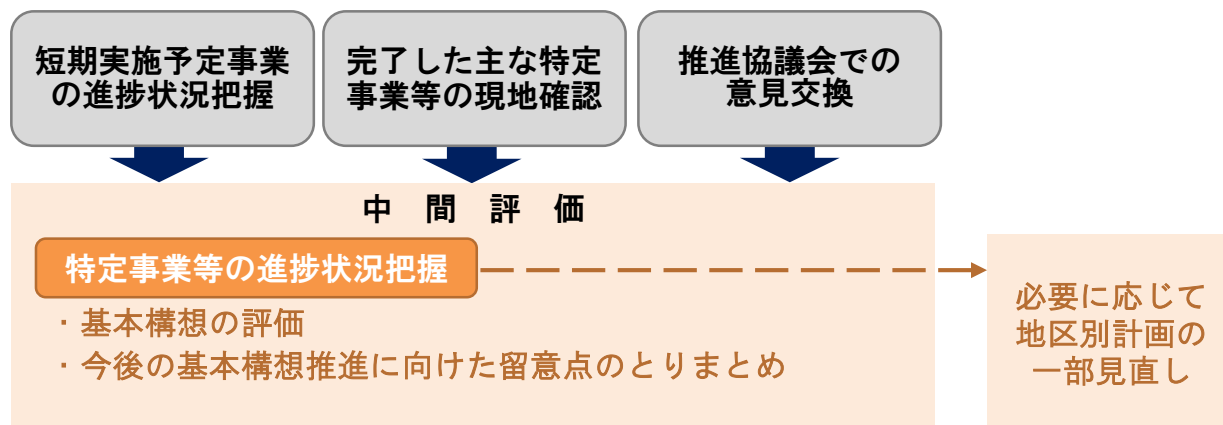


図2 中間評価ととりまとめのイメージ

組織・活動	活動内容	参加者の構成
推進協議会	特定事業等の進捗状況等を踏まえ、基本構想の評価について協議しました。	学識経験者・高齢者・障害者・その他区民・施設管理者・事業者・行政関係者等
推進委員会	推進協議会検討内容に関する事前調整や、庁内で連携して取り組む施策について協議しました。	都市・観光・福祉・教育系の庁内担当所管
完了事業の確認	完了した主な特定事業等の確認を行い、さらなるバリアフリー化に向けた課題を把握しました。	学識経験者・高齢者・障害者・その他区民・視察施設の管理者（現地協力）

図3 組織ごとの活動内容と参加者の構成

### 1.3 中間評価の流れ

中間評価を検討するにあたり、学識経験者や区民、事業者等からなる推進協議会を中心に、特定事業等の進捗状況や区民意見を踏まえ、基本構想の評価について協議しました。また、事務局及び推進協議会委員による完了した主な特定事業等の確認（現地確認及び写真・動画での確認）を行いました。

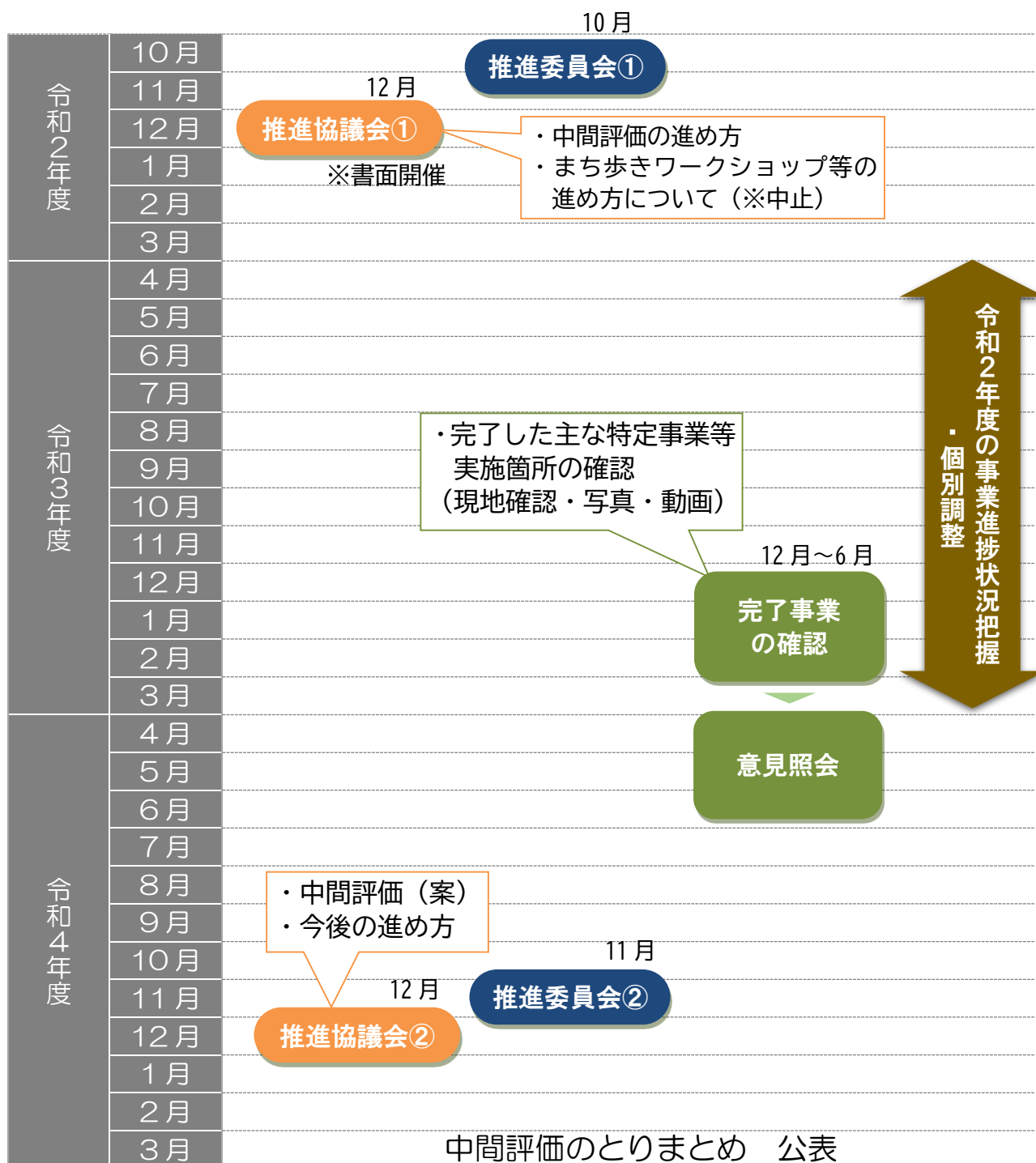


図4 中間評価検討の流れ